

「第3回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会（第3回）」会議概要

日時：平24年7月24日（火）10:00～12:00

場所：道庁本庁舎 環境生活部1号会議室

【出席者】

（検討委員会委員）

笹山委員長、武岡副委員長、五十嵐委員、小林委員、三膳委員、浜田委員、

（検討委員会 道側参加者）

北海道環境生活部 浜田くらし安全局長

（オブザーバー）

札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課 成澤課長、柴田係長、廣瀬氏

北海道総務部財政局税務課 山崎主査

（事務局）

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 長谷川課長、福田主幹、林主査、関主任

以上15名

【配付資料】

（資料1）これまでの議論の経過

（資料2）道における個別指定の基準の考え方（提案）

（資料3）道内市町村の制度導入状況（H24.4.30現在）

（資料4）認定制度と他自治体における個別指定条例の基準

（資料5）NPO法人の活動実態調査について（案）

（資料6）関係法令（抜粋）

【内 容】

1 開 会

- 浜田局長から、開会にあたり次のとおり挨拶。
 - ・ 本日は、これまでの議論を踏まえ、北海道における個別指定の基準を定めるにあたっての考え方についてご検討いただきたい。
 - ・ 道では、NPO法人の税優遇のあり方の検討とあわせて、今年度、道内のNPO法人を対象とした、公益活動の状況や社会貢献度等の活動実態調査を行う予定であり、その公益活動の状況や社会貢献度等広く情報提供し、行政、市民、企業等がNPO法人との協働や連携を検討する際の参考資料として活用いただきたいと考えている。
 - ・ 本日の検討委員会では、個別指定にあたっての具体的な基準の考え方等について、事務局から説明させていただき、その後、委員それぞれの立場からご意見をいただきたい。
- 長谷川課長から、笹山委員長に本日の議事進行をお願いする旨の発言があり、笹山委員長がこれを了承した。

2 議 事

- 笹山委員長から事務局に対し、議事(1)「これまでの議論の経過」について、関係資料の説明を促し、事務局から次のとおり説明した。
 - ・ 資料1に基づき、個別指定を行うにあたっての前提となる認識、北海道の個別指定条例の理念、基準を定めるにあたっての考え方、視点等について説明。
 - ・ 参考資料として、資料4、資料6により、法令上の見解や他自治体の状況について説明。
- 続いて、笹山委員長から事務局に対し、議事(2)「道における個別指定の基準の考え方（提案）」について、関連資料について説明を促し、事務局から次のとおり説明した。
 - ・ 資料2に基づき、これまでの委員会における議論の経過を踏まえて整理した内容を説明。

- ・ 資料3、資料5について説明。

○ 委員長から、議事(2)の「個別指定基準の考え方」について出席委員に意見を求めたところ、主に次のような発言があった。

(1) 「地域性」(地域に貢献しているか)について

- ・ 京都府のNPOの活動を地域の第三者が評価するという方法は、「地域に貢献しているのか」という項目を、地域が評価する、地域の人が支持する、という具体的な方法として参考となる。NPOが地域の意見を聞いて自分たちの活動を改善しようとする姿勢をもつことはよい。(五十嵐委員)
- ・ 指定基準にならないまでも、理念としては、「地域性」、「社会性」、「経済性」というのを考えてほしい。NPO法人は、指定をとるだけではなく、指定をとった後にこうなりたいというような指標がもち、そのNPOの活動の成果が住民や地域にとってよかったのかという「貢献度の指標」になるように循環していくのが良い。成果だけを捉えるのではなく、活動していく中でNPO法人自体が成長していくというような過程が重要。(五十嵐委員)

(2) 「北海道らしさ」について

- ・ 「北海道らしさ」ということをこの個別指定の考え方に盛り込むことは難しいと感じる。(武岡委員、三膳委員)
- ・ 北海道の課題である「自然」とか「過疎」についてのNPO法人を優遇するとは書けないが、「望ましい」という書き方であれば可能か。(笹山委員長)
- ・ 認定NPOになったら、もう一步こんな夢を実現したいという夢を描いてもらってはどうか。(三膳委員)

(3) 「公益性要件」(PST基準の軽減)について

- ・ とにかくパブリックサポートテストをきちんと行って申請したものが認定を受けることが大事。(三膳委員)

(4) 「道民からの認知」について

- ・ 「地域でそのNPOは頑張っていますか？」のような聞き取りをするのもよい。(三膳委員)
- ・ 成果指標を個別の指定要件に盛り込むことは難しく、「道民からどの程度認知されているか」ではなく、「道民からの認知を得るためにNPO側がどれだけ周知活動をしたか」ということに代替せざるを得ない。そのNPOが成果をどう感じているのかというのを、具体的には考えたい。例えば、セミナーやイベントを実施した実施回数ではなくて、実施したときにアンケートをとって見て、その満足度や理解度などを聞いてはどうか。(五十嵐委員)
- ・ 「寄附金」だけではなく、「ボランティア」という形の地域住民のサポートの指標として「ボランティアスタッフの参加人数」を加えるべき。(武岡委員)
- ・ 情報発信の媒体としては、広く周知できる媒体として新聞があるが、高齢化により新聞を採らない人も増えているので新聞だけでも捉えられない。(三膳委員)

(5) 「他の主体との協働」について

- ・ 協働の内容として、共催でイベントをすることが協働なのか、協働で事業をしていることなのか、あるいはその中間的に何かあるのか、イメージがつきにくい。(五十嵐委員)
- ・ どういう組織と連携を保っているかという「ネットワークの状況」という調査項目も必要。(笹山委員長)
- ・ 「自治体からの委託」、「補助の実績」については明確だが、「その他の主体との連携・協働した活動実績」は、何をもって1回と数えるのかが不明。協定書等の書面を交わしたものの以外にもあるのかもしれない。アンケートに、「あなたはということが協働だと思

いますか？」のような設問を入れておいた方がよい。(五十嵐委員)

(6) 「活動を支える組織の成熟」について

- ・ 事務局機能の充実度をみる場合は、人がそこに張り付いているか等、外形的な判断でしかできないのか。(五十嵐委員)
 - ・ 事務局が成熟しているかしていないかは、申請事務をやる人がいればできるし、次に更新するときに申請事務をやる人がいなければ、申請ができないということになる。(三膳委員)
 - ・ 基本要件を満たしていない団体が結構あるので、サポートテストに代わる個別指定の要件を難しくしなくても、きちんとした団体を個別指定できる。(小林委員)
- 委員長から、議事(2)の「個別指定基準」を検討するにあたって、NPO等団体活動状況調査を実施することについて出席委員に意見を求めたところ、全員が了承した。
また、NPO等活動実態調査の調査項目については再度事務局で整理し、実施前に委員の意見を書面で聴取することとした。
- 委員長から、次回委員会の開催時期についてはNPO等活動実態調査結果を受けて、来年1月頃とする旨の発言がなされ、議事を終了した。